埼玉県企業局が発注する023吉委第1-1号吉見浄水場運転管理等業務委託の契約に当たり、吉見浄水場運転管理等業務委託業者審査委員会を設置し、優先交渉権者の候補者選定のための審査をしましたので、その審査結果を公表します。

令和5年10月31日

埼玉県公営企業管理者 北島 通次

吉見浄水場運転管理等業務委託の優先交渉権者候補者選定について

- 1 優先交渉権者候補者の選定方法・日程
 - (1) 業者審査委員会の設置

学識経験者などで構成する「吉見浄水場運転管理等業務委託業者審査委員会」(以下「業者審査委員会」という。)を設置しました。

業者審査委員会の委員は、以下のとおりです。

委員長 安藤 茂 (公益財団法人水道技術研究センター 理事長)

委員 長岡 裕 (東京都市大学 建築都市デザイン学部都市工学科 教授)

委員 萩原 淳司 (公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団 主席研究員)

委員 代田 義治(埼玉県庄和浄水場長)

(2) 選定方法

以下の日程で業者審査委員会を開催し、選定評価基準に基づき審査しました。 ア 第一回業者審査委員会 令和5年 4月25日(火)(選定評価基準の審査) イ 第二回業者審査委員会 令和5年10月12日(木)(提案書の審査)

(3) 選定スケジュール

以下のとおり行いました。

ア 募集の公告開始

令和5年6月19日(月)

(埼玉県入札情報公開システムに募集要項、選定評価基準等を掲載)

イ 募集要項等に関する質問受付

令和5年6月19日(月)~令和5年7月5日(水)

ウ現場見学

令和5年6月29日(木)~令和5年6月30日(金)

エ 募集要項等に関する質問への回答

令和5年7月13日(木)

才 参加表明書·資格確認書類受付

令和5年7月18日(火)~令和5年7月25日(火)

- カ 資格確認結果及び提案要請書送付 令和5年8月1日(火)
- キ 現場確認及び資料閲覧 令和5年8月21日(月)
- ク 現場確認及び資料閲覧に関する質問の受付 令和5年8月23日(水)~令和5年8月25日(金)
- ケ 現場確認及び資料閲覧に関する質問への回答 (質問がなかったため実施せず)
- □ 提案書受付 令和5年9月4日(月)~令和5年9月6日(水)
- サ 提案書の審査及び優先交渉権者の候補者選定 令和5年10月12日(木)

2 応募者

募集期間中に応募のあった応募者は1共同企業体でした。当共同企業体の資格が有ることを確認したため提案要請を行い、提案書が提出されました。

(提案要請番号 B)

3 審査

(1) 提案価格の確認

提案価格(税抜き額)が設計金額(税抜き額)を超えていないことを確認しました。

(2) 基礎審査

提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の相違、 矛盾等がないこと、様式集に従った構成(項目の構成、ページ制限等)となっていること及び業務遂行体制、維持管理業務に関する提案書について各様式(様式集参照)に示す項目に対する提案の内容が業務要求水準書と矛盾していないことを確認しました。

(3) 提案書の評価

業務遂行体制、維持管理業務に関する事項について、評価項目ごとに評価を行ったところ、審査の結果は別表のとおりでした。

4 選定した候補者

提案要請番号Bの提案書を提出した者を優先交渉権者の候補者に選定しました。

担 当 埼玉県企業局水道管理課(施設管理担当)

電 話 048-830-7077

FAX 048-834-5071

E-mail a7070-02@pref.saitama.lg.jp

提案要請番号: B

No.	評価項目	評価の視点	評価
1 業務遂行体制			_
	(1)基本方針等	①業務遂行の基本方針を示すこと。	В
		②業務の実施体制・責任分担、配置人数、事業継続の考え方を示すこと。	В
	(2)業務遂行能力	①業務従事者の資格・経験について示すこと。	D
		②業務従事者の雇用計画について示すこと。	В
		③業務従事者の人材育成・現場研修計画及び技術力向上について示すこと。	С
2 維持管理(運転管理等)業務			
	(1) 危機管理対応	①震災、停電、漏水、出水、水質異常等の初期対応、 ②感染症の拡大防止、業務従事者感染時の対応について示すこと。	В
	(2) 環境への取組	①環境保全に関する考え方及び脱炭素や環境負荷の低減に向けた取り組み、 ②浄水場の省エネ・低コストに関する取り組みを示すこと。	С
	(3) 運転監視 操作業務	浄水場及び中継ポンプ所の運転監視業務を実施する上で留意すべき点について示 すこと。	В
	(4) 電気及び機械設 備の保全管理業務	電気・機械設備の保全管理業務を実施する上で留意すべき点について示すこと。	В
	(5) 水質業務	水処理管理、水質検査及び水処理薬品受入等の業務を実施する上で留意すべき 点について示すこと。	В
	(6) その他の業務等	①守衛業務、②機械警備業務、③沈でん池等清掃業務、④発生ケーキ場内運搬業務及び積込業務、⑤潤滑油管理業務、⑥ITV設備点検業務、⑦クレーン設備点検業務、⑧トラックスケール設備点検業務、⑨地下タンク点検業務、⑩空調設備点検業務、⑪エレベータ設備点検業務、⑫浄化槽等維持管理業務を実施する上で留意すべき点について示すこと。	С
	(7) DXの推進及び新 技術の活用	デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進及び新技術の活用について具体的な取り組みを示すこと。	С

<評価基準>

1 及び 2 (1)~(6) について

評価	評価の意味合い
А	当該項目に関して特に優れている
В	当該項目に関して優れている
С	当該項目に関して標準の水準である
D	当該項目に関してやや劣っている
E	当該項目に関して劣っている

2 (7) について

評価	評価の意味合い
А	提案内容が特に優れている
В	提案内容が優れている
С	提案内容が標準の水準である
D	提案内容が劣っている
E	DX及び新技術に関する提案の記載がない